一般競争入札の参加者の資格等(告示)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

県立学校用 Microsoft 365 テナント認証ライセンス

- 2 競争入札に参加することができない者
- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3)競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は 受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件

この告示の前日までに県内企業(県内に本店が登記されている企業又は個人で県内に店舗等を保有して営業している者をいう。)、又は県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している県外企業(登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。)であること。

- 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1)競争入札参加者の資格は、令第 167 条の5第1項及び第 167 条の5の2に定める要件に基づき、 (2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2)審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率 (純利益、固定長期適合率及び流動比率)
 - オ 過去の類似する業務の実績
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1)申請の時期

この告示の日から、令和7年7月18日(金)までの間の午前9時から午後5時までとする。(県の休日及び正午から午後1時を除く。)

(2)申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(6)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に持参し提出すること。

ア 誓約書 (様式第2号)

- イ 法人にあっては登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行 する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されて いないことの証明書
- エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証す る証明書
- 力 印鑑届 (様式第3号)
- キ 口座振替申込書(様式第4号)
- ※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る
- (4)申請の特例

長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに 昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並び に資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成 17 年長崎県告示第 474 号)に定める資 格を告示日現在で有している者、かつ、2 に掲げる競争入札に参加することができない者に該当し ない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書(様式第1号)に次の書類を添え、(6) に掲 げる場所に持参し、提出することで、この告示に基づく申請書の提出に代えることができる。

- ① 印鑑届(様式第3号)
- ② 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び に昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成 17 年長崎県告示第 474 号) に基づく資格審査結果通知の写し
- (5) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳 文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基 づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
 - (名称) 長崎県教育庁教育政策課(情報化推進班)
 - (電話) 095-894-3315 (直通)
- (7)入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第5号)により通知(郵送)する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金(法人の場合)
- (5)使用印鑑
- (6)委任事項

- (7)金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- (9) 県内支店又は県内事業所の廃止又は新設に伴う常勤の従業員数

9 資格の取消し等

- (1)競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、 当該資格を取り消す。
- (2)競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、 当該資格者にその旨を通知する。